経済産業省

官 印 省 略 20180926 電委第 7 号 平成 3 0年 1 2月 2 0日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に 定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎 年度行う定期的な評価について(回答)

平成30年9月26日付け20180925資第3号により貴職から当委員会に 意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20160325資第12号)第2(7)④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- 北海道電力株式会社
- 東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- 中部電力株式会社
- 北陸電力株式会社
- 中国電力株式会社
- 四国電力株式会社
- 九州電力株式会社
- 沖縄電力株式会社

法人番号 4430001022351 法人番号 4370001011311 法人番号 8010001166930 法人番号 3180001017428 法人番号 7230001003022 法人番号 4240001006753 法人番号 9470001001933 法人番号 3360001008565